

特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細

被相続人

- この表は、特定事業用宅地等として小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受けようとする宅地等のうちに特定宅地等（相続開始前3年以内に新たに被相続人等^(注1)の事業^(注2)の用に供されたものをいいます。以下同じです。）^(注3)が含まれる場合に、その特定宅地等に係る事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上のものであることを判定するために使用します。
- 特定宅地等が複数ある場合には、特定宅地等ごとに作成します。
- (注) 1 被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいいます。
2 租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する事業をいいます。
3 平成31年3月31日以前に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等は、特定宅地等には含まれません。

1 相続開始前3年以内に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等の明細

(注) 「②①の宅地等の面積」欄は、その宅地等が数人の共有に属していた場合には、被相続人が有していた持分に応ずる面積を記入してください。

①特定宅地等を含む一の宅地等の所在地		②①の宅地等の面積	m ²
③事業主宰者の氏名	被相続人・生計一親族（いずれかに○）	④③の特定宅地等に係る事業内容	
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（m ² ）	相続開始時の価額（円）
⑤	②のうち④の事業の用に供されていた宅地等		
⑥	⑤のうち相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（特定宅地等）[事業の用に供された日：平成・令和 年 月 日]		A

2 1④の事業の用に供されていた減価償却資産の明細等

- (注) 1 記入の対象となる減価償却資産は、1④の事業の用に供されていた次に掲げるもののうち1③の事業主宰者が有していたものに限ります。
(1) 1⑥の宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物
(2) 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産で1⑥の宅地等の上で行われる1④の事業に係る業務の用に供されていたもの（(1)を除きます。）
- 2 「①相続開始時における価額」欄は、減価償却資産が数人の共有に属していた場合には、1③の事業主宰者が有していた持分に応ずる価額を記入してください。
- 3 「②事業専用割合」欄は、減価償却資産のうちに1④の事業の用以外の用に供されていた部分がある場合には、1④の事業の用に供されていた部分の割合を記入してください（それ以外の場合には、「 $\frac{1}{1}$ 」と記入してください。）。

種 類	細 目	利用区分等	所在場所等	面積、数量	単 価	① 相続開始時における価額	② 事業専用割合	③ (①×②)
				固定資産税評価額	倍 数			
						円	—	円
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
							—	
計								B

3 1④の事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上の事業であることの判定

(B _____ 円 ÷ A _____ 円) × 100 = _____ . %

15%未満になった場合には、1⑥については特例適用不可